令和８年度　職種｜事　務

北区育児休業代替任期付職員及び臨時的任用職員採用選考案内

令和８年１０月１９日　北区職員課

この選考は、北区で採用する事務（職種）の臨時的任用職員及び育児休業代替任期付職員の採用候補者を決定するために実施するものです。代替する職員の育児休業取得期間中は「育児休業代替任期付職員」、育児休業以外の妊娠出産休暇等の取得期間中は「臨時的任用職員」として採用します。

なお、いずれも勤務条件については、任期が定められていること以外は、原則として、任期の定めのない常勤職員と同様です。

■　育児休業代替任期付職員とは

「地方公務員の育児休業等に関する法律」第６条第１項の規定に基づき、育児休業を取得する職員の代替職員として、職員の育児休業の請求期間を限度に、あらかじめ任期を定めて採用する職員です。

■　臨時的任用職員とは

「地方公務員法」第２２条の３第１項に基づき、常時勤務を要する職に欠員が生じた場合に、あらかじめ任期を定めて採用する職員です。

１　採用予定数・勤務場所等

職種	採用区分	採用予定数	主な勤務場所
事務	Ⅲ類	５名程度	区役所等　※

※　敷地内禁煙（区役所第一庁舎屋外に特定屋外喫煙場所設置）

２　受験資格

日本国籍を有し、平成２１年４月１日までに生まれた方（令和９年４月１日現在で１８歳以上であること）

※　現に北区の常勤職員である方（育児休業代替任期付職員、一般任期付職員、臨時的任用職員、教育公務員は除く）は受験できません。

※　地方公務員法第１６条の各号のいずれかに該当する方（4ページ参照）は受験できません。

３　採用予定日

令和９年４月１日

※　合格者は採用候補者となり、職員の育児休業の取得状況に応じて採用します。ただし、職員の育児休業取得状況によっては採用されない場合があります。
また、職員の欠員状況によっては、令和８年度中に採用となる場合があります。
なお、採用時期の前倒しに応じられないことをもって、採用選考の結果に影響することはありません。

4　任期

育児休業代替任期付職員	おおむね６か月以上３年未満 ※　職員の育児休業請求期間に応じ、採用時に決定します。
臨時的任用職員	６か月以内 ※　職員の休暇等取得期間に応じ、採用時に決定します。 ※　上記から６か月を超えない範囲で１回に限り更新する場合があります。

5　選考方法等

作文	課題式により４００字以内（申込時に実施） ※　申込フォームに直接入力してください。 ※　課題内容は、申込フォームでご確認ください。
面接	個別面接 ※　面接日程等は、申込者あて個別にお知らせします。
合格発表	面接後２週間後頃までに合否に関わらず本人宛通知します。

6　申込手続

申込方法	申込期間中に、下記申込ＵＲＬ、または二次元コードより申込フォームにアクセスし、画面の指示に従ってすべての必要項目を正しく入力して、申し込んでください。
申込ＵＲＬ	令和８年度北区臨時的任用職員及び 育児休業代替任期付職員採用選考申込 （ＬｏＧｏフォーム） https://logoform.jp/form/VNHo/1829317
申込期間	令和８年１０月１９日（月） 令和８年１１月２０日（金）【期間内受信有効】

※　個人情報の取扱いについては、東京都北区個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、適切に管理しています。また、規定の保存年限経過後に廃棄します。

※　申込期間中に正常に受信したものを有効とします。この場合、採用選考の申し込みを受け付けた旨のメールが自動送信されますので、メールが届かない場合は申込期間中に必ず下記問い合わせ先までご連絡ください。

※　システム保守整備のため申込期間中にシステムを停止する場合や、予期せぬ機器停止及び通信障害等が起きた場合のトラブルは、責任を負いません。

7　勤務条件

（1）地方公務員となることの留意点

採用されますと地方公務員（北区職員）となるため、任期中は、営利企業等の従事制限など地方公務員法の服務に関する規定が適用になり、現在、民間企業等に勤務している場合は、退職していただく必要があります。

（2）給与・福利厚生（令和８年４月１日現在）

初任給 （地域手当含む）	２４０，３６０円 ※　職務経験等がある場合には、一定の基準により初任給へ加算されます。 ※　昇給は、原則として年１回行われます（育児休業代替任期付職員のみ）。 ※　採用されるまでに給与改定が行われた場合には、初任給はその額によります。
その他の手当	条例等の定めるところにより、扶養手当・住居手当・通勤手当・期末手当・勤勉手当などが支給されます。
共済制度	東京都職員共済組合
互助制度	特別区職員互助組合、北区職員互助会
健康管理	年１回、定期健康診断を実施

（3）勤務時間等

勤務時間	原則として、午前８時３０分から午後５時１５分までの間において休憩時間（１時間）を除き、１日７時間４５分
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始 ※　配属職場により異なる場合があります。
有給休暇等	年次有給休暇は、年度ごとに最大２０日付与されます（任期により付与日数は異なります）。その他に夏季休暇・慶弔休暇・妊娠出産休暇等の制度があります。ただし、育児休業及び育児短時間勤務は利用できません。

8　その他

（1）配属先によっては、令和８年１２月２５日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、職種に係る業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、申込みフォームにより特定性犯罪の前科の有無を確認いたしますので、ご了承の上お申し込みください。確認の結果、特定性犯罪の前科があることが判明した場合は、採用後の配置について制限がかかる可能性があります。また、特定性犯罪前科がない旨の申告があったものの、実際には特定性犯罪前科があった場合、内定取り消し事由に該当するものと考えられますので、合わせてご了承ください。

（2）北区は、法令に基づき、求職活動等（採用面接、就職説明会、個別訪問、インターンシップ、教育実習等）に参加する求職者等に対し、区職員からの性的な言動を禁止しています。
求職活動等において不安や被害を感じた場合の相談窓口を設け、相談者等のプライバシーを保護するための措置を講じています。
また、相談したことを理由とする不利益な取扱いは禁止しておりますので、相談窓口への通報・相談が当区の選考・合否結果に影響することは一切ございません。

《参考》地方公務員法　第１６条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

三　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第６０条から第６３条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

お問い合わせ先

採用選考・求職者等へのセクシュアル・ハラスメントに関するご相談について

北区総務部職員課人事係（第一庁舎３階８番）

〒１１４－８５０８　東京都北区王子本町１－１５－２２

電話　０３－３９０８－８０３１（直通）

（土日・休日を除く午前８時３０分から午後５時まで）